平成２２年（フ）第８７９号
札幌市東区北18条東16丁目４番10―102号、申立時の住所札幌市西区西野２条２丁目７番８―104号
債務者　横山多恵子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９００号
札幌市西区琴似１条６丁目４番18号　シバビル301号
債務者　松村　果枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０１号
札幌市西区平和１条３丁目２番２号
債務者　安井智恵子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１０号
札幌市西区西町北19丁目２番１―202号
債務者　川本　豪毅
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１５号
札幌市東区北22条東18丁目４番７号　メゾンリベクレール201号
債務者　三田村寿子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２６号
札幌市清田区真栄３条２丁目14番７号　プレステージM真栄101号
債務者　山館　育実
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３０号
札幌市白石区本郷通９丁目南６番18―102号
債務者　岩田千枝子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３３号
札幌市東区北13条東16丁目３番25―111号
債務者　齊藤　翔吾
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３９号
札幌市中央区旭ケ丘４丁目１番７―202号
債務者　西　千恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４３号
札幌市厚別区大谷地東５丁目６番12号　第１ファミール202号
債務者　佐藤　洋美（旧姓千坂）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６５号
札幌市厚別区大谷地東５丁目16番１―504号
債務者　中川　　結
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１３号
北海道石狩郡当別町字茂平沢3693番地35
債務者　野原　豊光
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６２号
札幌市東区北41条東20丁目１番36号　スリール栄町
債務者　高橋　賀代
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８１号
札幌市東区北５条東12丁目16番地３　パシフィック北五条203号
債務者　前野　美香
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０３号
札幌市東区北21条東１丁目２番10―604号
債務者　門脇美和子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０９号
札幌市北区新琴似11条12丁目６番11号　アシェラⅠ201号
債務者　清水　正志
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１４号
札幌市中央区南４条西12丁目1296番地15　高桑パレス15号
債務者　谷津　照美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
北海道枝幸郡枝幸町三笠町529番地17、住民票上の住所札幌市豊平区美園６条５丁目３番１―403号
債務者　阿部めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで　旭川地方裁判所名寄支部